

本願寺史料研究所報

58号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞

発行日 二〇二〇年三月三十一日

本願寺における円如の位置づけ

―― 廟所の発見とその経緯から ――

大原実代子

はじめに

令和二年(二〇二〇)は、大永元年(一五二一)に没した円如の五〇〇回忌の年にあたる。円如は、本願寺第九代実如の息子で、同第一〇代証如の父である。実如の嗣法となったが、父実如よりも先に没したため、本願寺を継職することなく、本願寺歴代には入っていない。

若くして没したためか、事績についてもあまり知られておらず、著述がないこともあって、筆跡もほとんど認知されていない。また、廟所についても、長らくの間、その存在すら確認されていなかった。京都市山科区小山

御坊ノ内町にある円如の廟所は、現在、本願寺山科別院の飛地境内地として管理されている。本稿は、廟所の発見・確認に伴う本願寺における円如の位置づけを考察し、その経緯を示す史料を紹介するものである。

一、円如ならびにその家族

延徳二年(一四九〇)、円如は実如の三人目の子、男子としては二人目の子として誕生した。蓮如が寺務を実如に譲り隠居した翌年のことであり、蓮如が二度目の譲状を認めた年でもある。母は公家の高倉永継中納言の女で、武者小路と号し、法名は如祐といった。

円如の兄弟には、兄照如光円(文明十年へ一四七八へ誕生)、姉実妙(松岡寺蓮慶室、号東向、同十五年誕生)、弟妹妙宗(号奥寮)・実玄兼珍(本徳寺、明応六年へ一四九七へ誕生)・実円兼澄(本宗寺、のち本徳寺兼

住、同七年誕生）・妙祐（光教寺顕誓兼順室、同七年誕生）
 があり、母はいずれも如祐であった。^①

円如は、明応九年、十一歳の時に青蓮院尊応親王を戒師として得度した（月日は不明）。この年の十二月十五日、実如嗣法であった兄照如光円が二十二歳で没したため、円如が実如の嗣法となり、光融と号した。

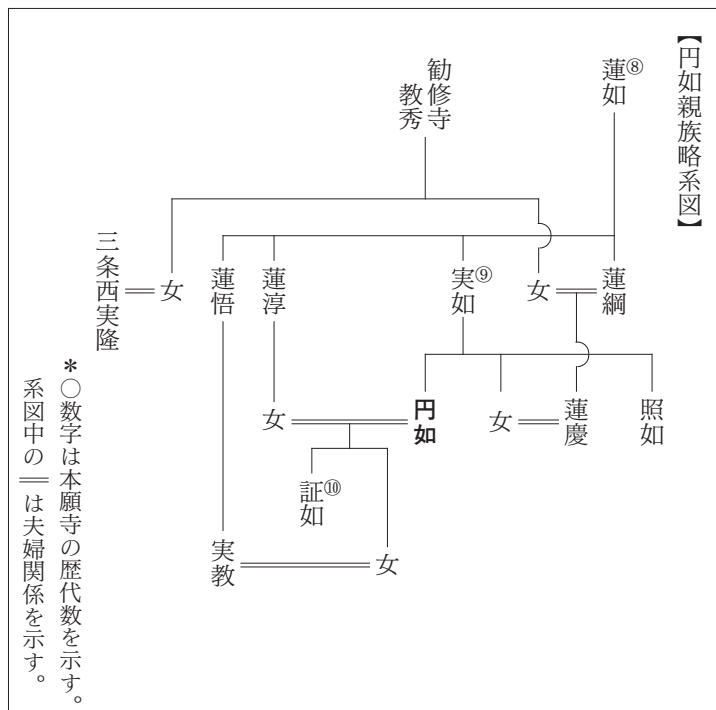
円如の室は、顕証寺蓮淳兼譽の女である。結婚の時期は、円如十五歳の永正元年（一五〇四）とされる。^③同七年には、長女（のちの若松本泉寺実教兼興室）が、同十三年には、長男証如光教が誕生した。^④

なお、本泉寺実教室となった女は、天文二年（一五三三）七月二十日、実教の死没によつて、二十四歳で出家し、⁽⁵⁾法名を祐宗と号した。⁽⁶⁾後年、本願寺に身を寄せることとなり、本願寺内では「御南向」と呼ばれ、蓮如末男である実従の日記「私心記」にも「御南向」として記されている。⁽⁷⁾

円如室は、大永元年の円如の没後、剃髮して融誓尼と称した。彼女は朝廷や青蓮院尊鎮親王らとの親交もあり、天文九年（一五四〇）には、尊鎮親王より「鎮」の字を使用した名をもらい、鎮永尼・慶寿院と改称した。本願寺内では「大方殿」、のちには「慶寿院」などと呼ばれた。慶寿院は、動乱の戦国期にあつて、十余歳で本願寺を継職することになった証如・顕如の両宗主を、彼女が持つ人脈を活かして補佐した。元龜二年（一五七一）に七十九歳で没するまでの約五〇年にわたり、本願寺の存

続・発展のため尽力した。

参考までに、【**円如親族略系図**】を示しておくので、参照いただきたい。



二、嗣法としての活躍

照如の死没により若くして実如嗣法となつた後の円如は、実如を補佐し、本願寺の発展のため尽力した。

円如の活躍は、特に永正十年（一五二三）頃から顕著

になる。それは、この頃、実如が無住となっていた大坂坊舎を教恩院と名付け、隠居所として定めたことと関係しているようである。「山科御坊事并其時代事」に、「其比より円如ハ本願寺殿御住持分に世上の儀ハ候つる、内儀ハ実如御住持分にて候」とあるように、対外的な交渉については、円如の担う機会が、少しずつ増えていったようである。

円如は、永正十年に、それまで一定していなかった一家衆の年頭礼銭ならびに一家衆子息の得度の礼銭について、その金額を定めた¹⁰。その後も、同十五年には「三箇条掟」を、同十六年には一門一家制をそれぞれ制定した¹¹。また、永正年間には「新坊建立停止令」を定めた¹²。

加えて、二月十五日の涅槃会儀式を行うよう、実如に進言したり、家臣である下間氏の子息に大原声明を習わすように命じている¹⁴。

また、円如依用の阿弥陀経本が後世の稽古本として用いられたことから、円如が声明作法を成立させた可能性があり、本願寺で依用される聖教の成立についても、円如の関与が指摘されている¹⁵。

このように、円如は本願寺内の年中行事や法式制定に深く関わり、教団内の統制、制度改革の一翼を担うなど、めざましい活躍をしている¹⁶。

その他、円如は、蓮如が数多く出した御文章のうち二六五通を収集し、その中から八五通を選出して、「夏御文章」(四通)、「御俗姓」(一通)、残り八〇通を五帖本

に編集(『帖内御文章』)したと言われてきた。そして、大永元年八月二十日の早朝、その編集を終え、その日に没したという逸話も存在している¹⁷。

しかし、五帖本の御文章については、近年の調査・研究によつて、実如が御文章八〇通を五帖本にして授与している例が確認されていることから、その編集は、円如の事績とは認められていない。この五帖は、『五帖御文章』として証如が開版して以降、宗主の代替わりごとに開版され、現在に至っている。

円如の書状は、正月廿七日付で光誓坊宛に出された書状案¹⁹や永正十八年(大永元年)七月八日付の加賀(石川県)江沼・能美両郡中宛書状写²⁰、同日付の石川・河北両郡中宛書状写など、数点の存在が知られている。

これら書状写は、本願寺宗主消息と同様の書きぶりであり、実如に代わつて認めた消息として、円如が嗣法の地位にあったことを示すものである。しかし、いずれも原本ではなく写であり、円如自身の筆跡として確認できるものではない。

また、高岡市称念寺所蔵の「蘭之図并讃」に誌された七言律詩の讃には「光融」(絵には「霞亭」)の署名があることから、同寺では、この「光融」を円如であると伝えている²²。ただ、これについても、比較対象がないので確定にはいたっていない。

先の永正十八年七月八日付の書状二通には、その巻末に「長病ゆへ、いと、右筆難叶候へ共、心底の色ハかり

に、染一筆」とあることから、体調に不良をきたしていたことがわかる。

結局、円如はこの年の八月二十日、三十二歳にして、父実如よりも先に没した。実如六十四歳、息子の証如はまだ六歳であった。院号は、偏増院と号した。²³

同年十一月二十一日、公家の三条西実隆が、加賀松岡寺蓮綱（実如兄、円如伯父）興行の円如百か日勸進に際し、以下の二首の和歌を詠み、実如に贈っている。²⁴

示現滅後

根にかへる心をしらはいたつらにちりはてにきと花をみましや

阿弥陀経摺写してつかはすとて、裏紙に書付し、つきせすや猶かなしきの百羽かき秋の百夜の数は過ても

このように、歌学の家の当主でもあった三条西実隆（永正十三年に出家、逍遙院と号した）が和歌を寄せているのは、三条西実隆の室と蓮綱の室（法名如宗）が姉妹関係にあったこと²⁵、さらには蓮綱の息子蓮慶の室が、円如の姉という姻戚関係があったためと思われる（二頁【円如親族略系図】参照）。

さらに、同月二十三日には、冷泉為和²⁶も円如百か日際に、次の和歌を詠み贈った。²⁷

去此不遠

足曳の山路はるかに行月も光は胸の外にやはある

三、円如廟所の発見

円如については、その葬送記や中陰記が残っていない。天明五年（一七八五）に玄智が本願寺の通史をまとめ記した「大谷本願寺通紀」においても、円如の事績についての記述はあるものの、廟所については記載されていない。このことは、当時円如廟所の所在やそれを示す史料が未確認であったことを示唆している。

そのようななか、文政三年（一八二〇）、山科御坊の近くの小山村露山屋敷地内より、円如の遺骨と思われるものが発見された。以下、円如廟所発見の経緯について、本願寺史料研究所保管の「偏増院殿御墳墓御再脩録」（後掲）を手がかりに見てみよう。

当時、山科郷中の小山村には、円如上人廟所と伝承される地があったという。そこには松の太木があり、それを付近の里人は「円如松」あるいは「円如の森」などと呼んでいた。しかし、古来よりするように伝えられているだけで、円如上人廟所であるという確証もなく、廟所として整備されてもいなかった。

ある年、大風によりこの松の太木が倒れた。本願寺の露山屋敷地内のことであったにもかかわらず、そのことは本願寺には届け出されなかった。

その後、文政三年になって残っていた古株が朽ちてきたので、古株を取り除こうと掘っていると、その下から石壺が出てきた。その壺の中には骨が入っていたため、これは地元で古来より伝承のあった円如上人の遺骨に間違いない、ということ、本願寺に届け出された。それを受け、八月十一日、上田織部芳郷が長御殿へ呼び出された。そして、小山村の屋敷地内から発見された遺骨について、隠密に調べるようにと仰せ付けられた。上田は、早速、用懸かりの熊崎縫殿栄年に調査をさせた。

文政三年は円如上人三〇〇回忌に当たするため、廟所として整備・改修するという話も出たが、近隣の蓮如廟所地の所有をめぐることは、東本願寺との間に争論が続いていたこともあり、ことを大きくすると、また新たな争論の火種にもなってしまうおそれがある。さらに南禅寺末の白石庵もすぐ東隣にあるなどの事情から、この時の改修・整備については見送られた。

廟所の整備・改修が難しいのであれば、せめて崇敬門信徒たちが参拝できるよう、廟所までの参拝道のみを整備してはどうかとの案も出されたが、いずれにしても、円如の遺骨・廟所であるという確証がないので、よくよく吟味する必要があると、熊崎栄年から上田織部へ届けられた。

結局、発見された遺骨は、そのまま元の位置に納めることになったが、その際、本願寺第一九代本如が銅板に碑文を認め、墓誌として遺骨と供に納められた³⁰⁾。

なお、「偏増院殿御墳墓御再脩録」によると、大風によつて倒れた木は、文化五年（一八〇八）から始められた御影堂修復のための材木として利用されたという。本願寺御影堂平成大修復に際し、平成十三年（二〇〇一）に実施された御影堂小屋組材銘調査において「城州山科郷小山村明教寺門徒中川久右衛門釈浄善志・釈□□」という墨書銘が確認されている³¹⁾。これら墨書銘のある材木は、文化五年から七年にかけて寄進されたとみられている。この材が、もと円如廟所にあつたものかどうかの確証はないが、否定するだけの根拠もないので、その可能性もあるということだけを示しておく。

四、円如の年忌法要と廟参

円如は、歴代宗主ではなかったため、本願寺内で年忌法要が行われたことが確認できる史料はほとんどない。五〇回忌までの年忌法要で確認できたのは、以下の通りである。

三回忌	大永三年八月十七日～二十日 ^(二五三二) ⁽³²⁾
一七回忌	天文六年八月十七日～二十日 ^(二五三七) ⁽³³⁾
二五回忌	天文十四年八月十三日～二十日 ^(二五三九) ⁽³⁴⁾
三三回忌	天文二十二年八月十三日～二十日 ^(二五四一) ⁽³⁵⁾

ただし、天文年間においては、八月二十日に円如命日

の法事(齋)が勤められており、「御堂年中行事」となっていたことが確認できる。⁽³⁶⁾

また、五〇回忌以降の年忌該当年は以下の通りである。

五〇回忌	元龜元年(一五七〇)
一〇〇回忌	元和六年(一六二〇)
一五〇回忌	寛文十年(一六七〇)
二〇〇回忌	享保五年(一七二〇)
二五〇回忌	明和七年(一七七〇)
三〇〇回忌	文政三年(一八二〇)
三五〇回忌	明治三年(一八七〇)
四〇〇回忌	大正九年(一九二〇)
四五〇回忌	昭和四十五年(一九七〇)
五〇〇回忌	令和二年(二〇二〇)

これら五〇回忌以降の年忌法要について、本願寺の御堂記録類⁽³⁷⁾を確認したが、本願寺で法要をしたという事実⁽³⁸⁾は確認できなかった。

文政三年の三〇〇回忌法要については、八月十九・二十の両日、山科御坊講中からの願い出により、例外的に山科御坊で修行することになった。⁽³⁸⁾それに併せ本願寺御影堂でも、三〇〇回忌法要を執行するかどうか吟味された。その結果、円如が歴代ではないこと、また、従来より本願寺では円如の年忌法要を執行してこなかったことなどを理由に、この時も本願寺では円如三〇〇回忌仏

事は執り行わないことが決定された。

しかし、三〇〇回忌という節目の年でもあり、また、遺骨も発見されたことから、二十日には本如自らが山科御坊に赴き、親修することとなった。それにともない、十九日には、円如御影が本願寺より山科御坊へ「御成」した。⁽³⁹⁾

二十日、本如は山科御坊での法要後、「露山江御成」しているが、これは、休息のために露山屋敷に赴いたのではなく、露山にある円如廟所に参拝したということである。

また、翌二十一日には、本願寺白書院に円如御影を懸けて、新門の広如が焼香するにあたり、家中一統にも御影拝礼を仰せつけている。さらに二十六日から二十八日迄の三日間、南集会所において円如御影拝礼が許可され、また、西福寺了吟には未刻より法談するよう仰せ付けている。⁽⁴⁰⁾

おそらくこの時まで、山科御坊において、円如の祥月命日に宗主自らが法要を執り行ったり、円如廟所へ参拝したことはなかったと思われる。しかし、円如遺骨の発見された文政三年を境として、円如祥月命日にあたる八月二十日には、毎年、露山の廟所へ宗主の代参として、堂達衆が派遣されるようになった。⁽⁴¹⁾

明治三年(一八七〇)は、円如三五〇回忌相当年であるが、「最章殿御記録」八月廿日条には、「一、遍増院様御祥月三付露山御廟江御代参 学林寺⁽⁴²⁾」とあるのみで、例年

と同じく、円如廟への代参が遣わされただけであつた。

ただし、この年は三月二十四・五日に山科別院で執行された蓮如忌に併せ、円如三五〇回忌御取越法事が行われた。二十四日に、蓮如の木像が本願寺より山科御坊へ例年の通り「御成」になり、本願寺第二〇代広如が山科へ赴いた。また、明如新門も山科での蓮如祥月速夜法要に出堂し、翌二十五日には、円如廟所へ参拝した⁽⁴³⁾。

明治六年の改暦にあたつて、執行所より各法要日程に関する「達書」⁽⁴⁴⁾が出された。円如忌日は「(九月)廿九日」と定められた。大永元年八月二十日は、グレゴリオ暦に換算すると、一五二一年九月三十日になり、一日のずれが生じている。いずれにしても、現在、本願寺においては、円如忌日としての法要は執り行っていない。しかし、三十日には、本願寺より廟所へ代参が遣わされ、焼香している。

山科別院においては、明治後期には、九月二十九日・三十日に「円如上人祥忌」として、速夜・晨朝に正信偈和讃を、日中に読経をしていたが⁽⁴⁵⁾、現在では円如忌日法要は特に勤められていない。

五、地誌・記録類に表れる円如廟所

それでは、近世に記された名所案内記などの地誌や記録類で、円如廟所がどのように記述されているかを確認してみよう。

まず、地誌類であるが、京都の案内記のなかで、古いものとしては十七世紀に入つて刊行された『京童』⁽⁴⁶⁾や『京雀』⁽⁴⁷⁾などが挙げられる。この両書や名所案内記として最も著名なものの一つである『都名所図会』⁽⁴⁸⁾には、山科本願寺や蓮如・実如廟所については記されているが、円如廟所の記載はない⁽⁴⁹⁾。

地誌類において円如廟所に関する記述が見られるのは、幕末以降のことであり、やはり文政年間以前成立の地誌類には、円如廟所の記述は確認できない。文政三年の廟所発見以降に刊行されたものには、以下の如く、円如廟所に関する記述が見いだせた。

安政五年(一八五八)刊『高祖聖人 皇都靈跡志』⁽⁵⁰⁾

「山科御坊」項に「円如上人御塚」とあり

安政七年刊『大谷家土産』⁽⁵¹⁾

「山科御坊」項に「円如上人御墓」とあり

明治三年(一八七〇)記「本願寺通記」⁽⁵²⁾

「徧増院円如上人御廟」として立項

明治三十五年刊『本派本願寺名所図会』⁽⁵³⁾

「円如上人の墳墓」として立項

大正五年(一九一六)刊『本派本願寺真宗写真宝典』⁽⁵⁴⁾

「円如上人霊墳」として立項、当時の写真あり

本願寺内での記録類を見ると、「諸国御坊由緒書」⁽⁵⁵⁾の「山科御坊」の項に、「円如様実如様証如様御塚所も

同所ニ有之」と記されている。また、「本願寺家系」⁽⁵⁶⁾の「山科御坊」の項に「円如上人実如上人御塚有之」とある。その他、「諸国御坊所之記」⁽⁵⁷⁾の「山科御坊」の項にも、「一、円如上人実如上人証如上人御塚同所ニ有之」と記されている。

このように本願寺内での記録では、天明期頃（一七八〇年代）までは、円如廟所や証如廟所についての記述が見られ、その存在は認識されていた。それが、やがて本願寺内では、誰の廟所であるかだけでなく、存在そのものが忘れ去られ、荒廃の一途をたどっていった。

しかし、地元小山村の人びとの間では、代々円如廟所の存在が伝えられており、地元のごく少数の崇敬門徒だけが参拝するような状況であったと思われる。そして、文政三年の遺骨の発見が、小山村での円如廟所伝承を裏付ける物証となったのである。

六、円如廟所の整備

文政三年の円如三〇〇回忌においても、廟所は整備されなかった。ただ、それ以降毎年、円如祥月命日には、円如廟所（露山廟）へ代参が遣わされたので、いちおうは廟所としての体裁が整えられていたと思われる。

弘化三年（一八四六）、実如・証如廟所、円如廟所への案内建札が破損したので、新調することになった。⁽⁵⁸⁾

十月二日、実如・証如塚の建札が朽損しているため、

建札の新調と、札への執筆は本願寺で書いて欲しいことを東野村真光寺が願ひ出た。⁽⁵⁹⁾ 真光寺というのは、山科御坊与力寺院六カ寺の一つで、享保五年（一七二〇）より、実如・証如廟所を監守していた。⁽⁶¹⁾

また、同日、山科御坊の門の外にある「円如御塚道」の建札も朽ち倒れているので、本願寺で新調し、従来通りの札を建て置くように伺い出ている。早速、二日後の十二月四日、建札作製は本願寺の作事奉行山中一学勲に、文字の執筆は大喜多左司馬巖に申し達せられた。この時新調された建札は栗材で、「実如上人御塚」・「証如上人御塚」・「円如上人御塚道 是ヨリ十五町」とそれぞれ記された。⁽⁶²⁾

「山科諸記」では、大風によって蓮如廟所に植えられていた松などの大木が倒れた記事や実如・証如廟所の玉垣が倒壊した記事などが見られ、その都度修復・整備の手が加えられたようであるが、円如廟所については、その後、整備されたなどの記事は見当たらなかった。

ただ、明治三十五年頃には、円如廟所への参拝道の整備計画が進められていたようである。⁽⁶³⁾

また、どこに建てられていたのかなどの詳細は不明であるが、「円如上人御墓 奥へ半□□」「昭和三年十月」と彫られた石柱があることから、昭和三年に廟所への道筋も整備されたのではないかと推測される。

本願寺では、円如廟所を整備することとなり、令和二年二月より着手し、同二年度完了の予定である。

なお、大正年間には、実如廟所に「実如上人御墓」、証如廟所に「証如上人御墓」と刻まれた石碑が建てられているが、蓮如廟所は誰の廟所であるかを確認できるものがないようである。⁶⁴昭和五十六年（一九八一）になり、ここが誰の廟所かという問い合わせが続いたため、「本願寺第八代蓮如上人御廟所」と彫った石碑が、新たに寄進建立された。⁶⁵

円如廟所にはこれらのような石碑はないが、二基の石灯籠（総高約一八〇cm）があり、その竝正面に「円如上人御廟所」と彫られている。向かって右の灯籠背面には、



円如廟所 2019年3月撮影
(本願寺内務室提供)

「大永元年八月廿日 御入寂 三州 勢州 同行中」、向かって左の灯籠背面には、「遍増院殿三百回御遠忌 為報恩奉二灯 三州 勢州 同行中」と、それぞれ陰刻されていて、廟所が発見された文政三年に建てられた灯籠であることがわかった。⁶⁶

廟所を六角形に取り囲んでいた玉垣は、『本派本願寺真宗写真宝典』とは状態が異なっており、大正以降に整備し直されたようである。また、現在、廟所正面に石の香炉が置かれており、その手前に拝所が建てられている。これらについては、いつ整備されたのか、詳細は不明である。

おわりに

円如の廟所は、少々できすぎた話ではあるが、まさに円如三〇〇回忌にあたる文政三年に発見・確認された。それまでは、記録類では山科御坊の支配地として、蓮如廟所、実如・証如廟所とともに円如廟所の存在が記されていたにもかかわらず、整備もされていなかった。それほどばかりか、存在までもが忘れ去られようとしていた。

しかしそれは、幕末期に整備された大谷本廟に隣接する宗祖親鸞の茶毘所ですら、大遠忌の前後以外は参拝する人もない状況であり、五〇年に一度の大遠忌ごとに、改めてその場所を調査・確認し、大整備を行わなければならないほどの荒廃ぶりであったことを思うと、無理も

ないことであつたのかもしれない。宗祖茶毘所の状態は、昭和三十六年（一九六一）の七〇〇回大遠忌の時まで、整備と荒廃を繰り返していたようである。⁽⁶⁷⁾

このように、円如廟所は、蓮如や実如・証如廟所と比べると、整備もされておらず、「名所・旧跡」と呼ぶにはほど遠い状態にあつた。そのため、各種の名所案内記にも記載されていなかったのは、当然といえば当然であつた。

しかし、文政三年以降、松の大木下よりの遺骨発見に伴つて、あたかもそれ以前から周知されていた「名所・旧跡」であつたかのように、にわかに脚光をあびるようになった。そして、蓮如や実如の廟所と同じく文政三年以前から、「名所」として整備、認識されていたかのごとく、堂々と地誌類にも「名所」の一つとして記載されるようになったのである。

〈註〉

- (1) 「日野一流系図」(本願寺史料研究所編『本願寺年表』、浄土真宗本願寺派、昭和五十六年)。また、生年はいずれも没年よりの逆算によるが、そうすると、実円と妙祐の生年は、ともに明応七年になる。
- (2) 註(1)「日野一流系図」。
- (3) 本願寺所蔵「本願寺御家譜」上ならびに『紫雲殿由縁記』(『真宗全書』第七〇巻、国書刊行会、昭和五十一年)では、ともに永正元年十二月九日としている。
- (4)(5) 註(1)「日野一流系図」。

- (6) 「大谷一流系図」其五(『新編真宗大系』第十九巻、真宗典籍刊行会、昭和二十七年)。

- (7) 「私心記」天文十四年正月朔日条(菱祝に一家衆等とともに名を連ねている)など(『大系真宗史料』文書記録編10私心記、法蔵館、平成二十八年)。

- (8) 「私心記」天文九年二月一日条。

- (9) 「山科御坊事并其時代事」七三(『真宗史料集成』第二巻、同朋舎、昭和五十二年)。

- (10) 「山科御坊事并其次代事」六四・六七ならびに「本願寺作法之次第」一一七・一一八(『真宗史料集成』第二巻)。

- (11) 「今古独語」(『真宗史料集成』第二巻)。

- (12)(13) 「反故裏書」(『真宗史料集成』第二巻)。

- (14) 「本願寺作法之次第」四一・三。

- (15) 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』、法蔵館、平成十六年。

- (16) 本願寺史料研究所編『増補本願寺史』第一巻(本願寺出版社、平成二十二年)、四九四頁。

- (17) 「大谷本願寺通紀」巻五(『真宗史料集成』第八巻、同朋舎、昭和五十八年)など、近世に編纂された記録類では円如事蹟のほとんどに記されている。

- (18) 近江八幡市広済寺所蔵本、安城市本證寺所蔵本など、数点が確認・報告されている(同朋大学仏教文化研究所研究叢書V『実如判五帖御文の研究』資料篇、法蔵館、平成十五年)。

- (19) 本願寺所蔵。神田千里「円如書状案」『本願寺史料研究所報』第七・八合併号(平成四年)に紹介。年記はないが、

永正十一年と比定されている。

(20) 本願寺史料研究所保管「消息草案」。

(21) 「加州御教誡御書」(加能史料編纂委員会編『加能史料』戦国Ⅶ、石川県、平成二十一年)。

(22) 高雄義堅(龍谷大学教授・本願寺派勸学)「円如上人に就て―その筆跡の発見―」(『本願寺新報』昭和三十年六月五日)。

(23) 円如の院号は、史料によって表記が異なる。「偏増院」・「偏増院」・「遍増院」などと記されるが、史料引用以外では『増補 本願寺史』第一巻の表記にあわせた。

(24) 大永元年十一月二十四日条(加能史料編纂委員会編『加能史料』戦国Ⅶ、石川県、平成二十一年)ならびに同二十一日条(『大系真宗史料』文書記録編5戦国期記録編年、法蔵館、平成二十六年)。

(25) ともに勧修寺教秀の女。その他教秀の女には、後土御門天皇典侍の房子、後柏原天皇典侍で後奈良天皇生母の藤子がいる。

(26) 冷泉為和の父為広は、蓮如室蓮能尼の出自とされる能登国守護畠山氏と親交があり、能登に在国していた。そのような関係もあって、為和が和歌を寄せたのであろう。

(27) 『大系真宗史料』文書記録編5戦国期記録編年。

(28) 露山屋敷については、歩弥紡(左右田昌幸)コラム「近世の本願寺、その日その日」【避暑の別荘としての山科露山】(『本願寺史料研究所報』第54号、平成二十八年)参照。

(29) 京都では文化四年(一八〇七)九月、大風による被害があった(京都市編『京都の歴史』10年表・事典、学芸書林、

昭和五十一年)。本願寺境内でも塀が倒壊したり、屋根が破損したりしている(本願寺史料研究所保管「山城国諸記(長御殿)」)ので、この年のことではないかと思われる。

(30) この碑文は、「偏増院殿御墳墓御再脩録」に写し込まれており、この時発見された遺骨は、円如の遺骨として認められている。

(31) 京都府教育委員会編『重要文化財本願寺大師堂修理工事報告書』、京都府、平成二十一年。

(32) 「実賢葬中陰記」(『真宗史料集成』第二巻)に続いて「円如三回忌記」が記されている。

(33) 「天文日記」天文六年八月十七日条(『大系真宗史料』文書記録編8天文日記1、法蔵館、平成二十七年)・「私心記」同日条(『大系真宗史料』文書記録編10私心記)。

(34) 「私心記」同日条。

(35) 「反故裏書」・「私心記」同日条。「私心記」には、この年、円如御影を新調して懸けたとある。

(36) 安藤弥『戦国期宗教勢力史論』第一部第三章(法蔵館、平成三十一年)。

(37) 本願寺史料研究所保管「御堂日新録」・「長御殿御日次之記」などの日記類。

(38) 以下、円如三〇〇回忌については、「偏増院殿御墳墓御再脩録」による。また、他の出典については、適宜註にて記した。

(39) 「御堂日新録」文政三年八月十五日条ほか・「最章殿御記録」同年八月廿日・廿二日条・「山科御坊報恩講并御祥忌御法事留」同年八月廿日条。いずれも本願寺史料研究所保

管。

- (40) 「長御殿御日次之記」・「御堂日新録」文政三年八月十九日・廿一日条。

- (41) 文化十三年・文政二年の「長御殿御日次之記」八月廿日条には廟参(代参)記事は出てこない。また、「長御殿御日次之記」は、明治三年分までしか現存しないので、それ以降については確認できないが、それまでの間は、毎年の恒例になっていたようである。

- (42) 「長御殿御日次之記」明治三年八月廿日条では、代参は「覚林寺」とある。この時期の堂達に「覚林寺(融阿)」はいるが、「学林寺」は確認できないので、おそらく「学林寺」は「覚林寺」の誤記であろう。

- (43) 「最章殿御記録」明治三年三月十九日・廿四日・廿五日条。

- (44) 本願寺史料研究所保管「御堂日新録」明治六年十二月。

- (45) 石倉重継著『本派本願寺名所図会』、博文館、明治三十五年。その後、山科別院においては、昭和七年まで円如祥月法要が勤められていたことが『教海一瀾』で確認できる。

- (46) 中川喜雲著、明暦四年(一六五八)刊『新修京都叢書』1、臨川書店、平成五年)。寺社・名所旧跡の由来、伝説などを記す。

- (47) 浅井了意著、寛文五年(一六六五)刊『新修京都叢書』1。仮名草子形式の地誌。町名由来や町内の寺社・名所・旧跡などを記す。

- (48) 秋里籬島著、安永九年(一七八〇)刊『新修京都叢書』6、臨川書店、平成六年)。実地踏査に基づき、代表的な

所以外にも隠れた名所や伝説・名物などを記す。その収録地域は、洛中・洛外だけでなく山城国内全域に及ぶ。山科は同書巻三に記載がある。

- (49) 地誌類をみていると、実は、円如だけでなく、本願寺歴代である証如廟所についても、記述が見られない。『都名所図会』でも、蓮如、実如の廟所についてのみ記され、実如廟所の隣に並ぶ証如廟所については触れられていない。また、同じく秋里籬島著の『拾遺都名所図会』(天明七年「一七八七」刊、『都名所図会』の続編)でも、「蓮如上人墳」・「実如上人墳」と立項されるが、円如・証如については記述がない。

- (50) 『新編真宗全書』史伝編三、思文閣、昭和五十年。

- (51) 「おおたにのいえづと」。本願寺・大谷本廟・北山・西山・山科各御坊などの案内記で、序には「一名六条ミミヤけといふ」とある。「御本山御用御書物所」の永田長兵衛・菱屋卯助発行。

- (52) 「本願寺通記」五冊の内「東山大谷・西山御坊・諸御坊之記」(本願寺史料研究所保管)。明治三年五月上浣付の本願寺家臣鈴木穂積幸雄による書写奥書がある。

- (53) 註(45)『本派本願寺名所図会』。

- (54) 日本宗教学会編・発行。当時の廟所の写真が掲載されている。

- (55) 龍谷大学図書館所蔵。延宝五年(一六七七)八月朔日付の書写奥書がある。

- (56) 龍谷大学図書館所蔵。文政十二年(一八二九)の書写奥書がある。原本の成立年代は不明であるが、記述内容の下

限より天明年間（一七八一〜八九）頃に成立したと考えられる。

(57) 龍谷大学図書館所蔵。昭和五十八年に下間少進家より寄贈された史料群「下間少進家古記録文書類」のうちの1。

筆記者は、おそらく下間仲矩と思われる。仲矩は享保十五年（一七三〇）、少進家から別家取り立てられ大進家を創するので、それ以前に書写されたものであろう。

(58) (59) 本願寺史料研究所保管「山科諸記」（留役所）二番帳。「山科諸記」は、天保十四年（一八四三月）から明治四年（一八七二）七月までの十一冊現存する。

(60) 「大谷本願寺通紀」巻十。

(61) 註(45)『本派本願寺名所図会』。

(62) 「山科諸記」（留役所）二番帳、弘化三年十二月六日条。
(63) 註(45)『本派本願寺名所図会』「円如上人の墳墓」解説文に、「其地山麓にして樹木四辺を囲めり（中略）近年、有志の信徒参詣の便を計り道路修繕を企てつゝあり」とある。本願寺や山科別院主導による修復・整備ではなく、崇敬門徒有志の人びとによって護持され続けていたことがわかる。

(64) 註(54)『本派本願寺真宗写真宝典』に、「本山第八世蓮如宗主霊墳」・「本山第九世実如宗主霊墳」・「円如上人霊墳」・「本山第十世証如宗主霊墳」としてそれぞれ写真が掲載されている。

(65) 『本願寺新報』昭和五十六年五月十日。

(66) 令和元年（二〇一九）十二月十一日、内務省へ財産管理担当より情報提供いただいた。

(67) 「西大谷本廟の敷地に「親鸞火葬の地」を発見」（『中外日報』昭和三十四年十二月一日）。高下恵「親鸞の火葬地」

（『同』同年十二月十日）・城干城「くさびのゆるみ」（『同』同年十二月十二日）。また、安政期に整備された茶

毘所の様子については、多少の脚色があると思われるが、

註(50)「高祖聖人御茶毘所図」や註(51)「御茶毘所」の挿図よりうかがい知ることができる。

（おおはら みよこ 本願寺史料研究所研究員）

〈以下、史料翻刻〉

【凡例】

- ・旧字体は新字体に改めた。
- ・判読しやすいよう、適宜読点、中黒点を加えた。
- ・改行は原文のままとせず送り込んだ。
- ・人名や明らかな誤字などについては、傍注（ ）で示した。

（表紙）「偏増院殿御墳墓御再脩録」

文政三^{庚辰}八月十一日、従長御殿召上田織部芳郷、極密被仰出候者、当廿日円如様御遠忌御正当二付、御心当被為在候、就夫二小山村露山御屋敷内二先達而枯骨鑿出シ候趣、慥成窺も無之、何角御心労ニ被為在候故、其方慮見之趣早々可申上、御沙汰ニ付申達し候、併機密事故、其段奉恐察、余日も無之候間可被差心得旨承り候事奉畏候、格別愚慮も無御坐候得共、荒増可申上候、火急之御

事故、鹿露之義者兼而御用捨奉願上候

即刻御答奉申上候劄子之趣

一、偏増院様御墳墓之義者、大永元^{辛巳}八月廿日御遷化ト申ハ大概承知仕居候者御坐候得共、御遷化之地承知仕候者無御坐候処、古来ハ小山村御別荘之内東ニ当リ、大木の古松御坐候ヲ、円如ノ森、或ハ円如松杯与唱来リ、里人者御森与覚居候、勿論先達享和年間、御領地御持地等、地所采目字杯御吟味被為在候節、御内々御沙汰之趣御坐候得共、慥成典故も無御坐候哉、古来ハ伝説ニ者山科郷中ニ者、御墓所可被為在候筈、古老共申居候義承リ居候、然処此大木大風之節吹倒シ申、其古根其儘残リ罷在候得共、誰も老人トして其義ヲ申上候者も無御坐候、剩其古根段々枯腐仕候故、在番之下賤共古□ヲ歛^(符カ)ニ而堀免し候処、古根之下ハ石壺如キもの堀当り候故、段々堀候処、終ニ者其瓶者堀摧キ申候所、内瓶御坐候、其裏之枯骨^(朱書)而御坐候、「即刻差上候箇^二平左衛門なる者江密々承リ糺候処、地中ニ者角石尺計ナル台石^一有之、五輪石者無之、石塔之屋根ヲ小瓶ノ蓋ニイタシ有之候由」然者、是全御尊骨御相違も不被為在候哉ト奉恐懼候、御記録之所者、拝見不仕候得共、附会鑿說之仕業ニ者無之候、返而拋被為在候御事ニ御坐候哉、誠ニ三百歳ニして不計も御尊骨御出現ト奉申者、信証院様御消息、諸方ニ御散在被為在候ヲ、七ヶ年之間御苦勞被遊、篇次御集成被成下置候故、末代迄家毎・戸毎ニ頂戴仕候事者、偏ニ遍増院様御恩沢不少候、此度御遠忌前に御尊骨被為現候御事者、御尊徳之相曜候御事哉、不可思議之御

勝縁共可申上哉、此段御門葉江御披露被為在候而、可然御坐候哉

一、御墳墓御在所御地面、不勝ニ思召御坐候ハ、御改葬被為在候而可然哉、其御例者御改葬之義、文永^{壬申}年、是大谷御改葬之明証ニ御坐候、於儒家ニも古三代之礼經ニも改葬之義顕然ニ御坐候

一、御改葬等之御儀、御六ヶ敷御坐候ハ、其御儘ニ而御墓ハ信心之者参詣仕候様、参詣道御取繕ヒ被仰付候而可然候哉

一、御正當者廿日ニ御坐候故、此節彼岸会ニも差懸り候故、急々御取懸リニ被為在候ハ、究竟之御勝縁ニも可有御坐候哉

一、御墓所之義ニ付典故ニ相成候義、一証も御坐候得共、篤与相糺候上申上度奉存候、已上

辰

熊崎縫殿

八月十二日

榮年(花押)

早刻、上田織部江差出ス

一、御改葬与申義者、御六ヶ敷御事ニ候故、先其御儘ニ而御再脩被遊候、御密意之旨、且榮年御用懸リ被仰付候故、此段可奉畏旨被仰付候 御用懸り織部

重而奉申上口上書

一、乍恐円如様御尊骨御改葬之義者、御延引ニ而其御儘ニ而御尊敬被為遊候、御深密之段奉畏候、就夫ニ御尊骨^(朱書)奉鑿出候砌、下賤之者共手儘ニ仕、不輕窺をも猥ニ土を築キ竹垣等仕候趣、世間ニ者荒涼ニ風説仕候義、

御承仕候も多分ニ御坐候、殊更東流御懸所留主居音羽村光照寺隱居大乘房杯者専ラ油断不相成者ニ御坐候処、此者共申居候者、御本廟ニ而夫等之義御貪着も不被為在候趣共申居候趣、風聞仕候程之義ニ候故、其御儘ニ而御拝礼被為遊候御事も御心済も不被為在候哉ト奉恐察候故、今一応愚意之趣奉申上候、御改葬之御式ニ而者、決而無御坐候、責而も此度者誌石之格ニ被准、御小伝御単文ニ被遊候而彫刻被仰付、御成之節御塚之上ヲ奉鑿、御宮埋被遊候而、其後御拝礼被遊候而者如何ニ御坐候哉、是ハ御誠敬被為届ケ候様仕度候、此義者決而他ニ存知候者無之様深密ニ被仰付、何事カ以思召御念被為入候、御容子^而已ニ御坐候哉

一、誌石代

金タミ 銅板 文字百字バカリ、細譜ニテ 挟瓦 二枚
小伝略文 竪六寸、横九寸
帛紗 白練絹 幅四寸、高サ四寸、幅七寸五分、
外ノリ、卷尺五分、

無双蓋

御韜 白練絹 アハセ 御紐 白晒布 折カタアリ

柳宮

サン壹寸、十一本双へ

御柳生松

高サ 竪 横

欽新調

生松蓋 三寸厚サ、六寸釘ニテ

一、下間家擎手 袈裟着 御役掛リ計リ

其余者御人払ニテ御納メ可被遊候哉事

円如諱光融、実宗主第三子也、十一歳出家、為准三宮尊応門人、立為法嗣、蓮宗主在世為衆屢著法語消息授之、若干章散在諸処、大永元年七月師乃集録之、其精華八十首考年時次序編為五帖、以宗侶龜鑑於是遠後世人蒙其沢結集之功実為大焉、大永元稔八

月廿日、早朝勸章集録功成、此日午剋先於師父而歿、年三十二、号偏増院、于時文政第庚辰年秋八月、当三百歳忌依脩古墳并書于来由藏

龍谷第十九世积本如謹識

奉勘文

遍増院円如上人以大永元年^{辛巳}八月廿日遷化、於山城国宇治郡山科郷小山邑茶毘畢、拾遺骨葬於此山半腹、爾後松樹繁茂、里人呼曰円如之森、或曰円如松、及于今二百九十有余歳、一日羅箕伯之災、蟠根覆倒塚土忽崩、遺骨顯出、其姿異常、嗚呼、奇哉、縁哉、今歳文政三庚辰年実当三百年之遠忌、得拜謁遺骨、悲喜交至謹封之、如旧云

文政三庚辰

一、信解院様露山御別荘御陰居被遊候程之土地ニ而、殊

(寂如)

ニ其御地面ニ有之御墳之義、何之御宮も無御坐候御事故、此段御不審ニ可被思召候、亦地^方難破仕候義も御心許無ク御苦慮奉恐察候、是ハ其時代を考候ニ、西野

村論地之義も有之、且此御塚之際目ハ、東隣ニ南禅寺別院白石菴ト申候一寺御坐候而、何角ニ御差支も御坐候事共有之、旁以御深慮被為在候御事カト愚考仕候、當時者何之御故障も無之、古来之伝説、殊更古記等御吟味之上者、御尊骨被為現候御事故、御尊崇被為在候而、可然哉、疑敷義ト筈ニ掛候而、決扱仕候義も御坐候得共、夫トハ事替リ御胴骨奉掘出候義、現在之事ニ候得者、御決扱被遊候而可然哉奉存候、以上

辰

八月十四日

熊崎縫殿
栄年(花押)

一、十五日被仰付候趣、当十六日山科御坊ニ而講中依願ニ御法事有之、堂達参勤等被仰付候得共、十六日御延引、十九日・廿日御所様御成被遊候様被仰渡候也

(付箋)

一、

小山御屋敷守御小人

池垣佐市

役中不束之次第御聞込有之、八月十二日差扣被仰付置候处、此度本席十人以下江被探下候而、御呵之上出勤被仰付勿論露山御屋敷退役之事

辰九月

御達し 織部殿

承り 御賄奉行衛

守

一

一、小山村明教寺義、先達而御塚之義ニ付取繕等両三人申合、御崇敬申上候一事ニ候得共、思召被為在候处、夫等之義をも不相弁窺共手抜ケ之義も有之、手儘ニいたし次第第二相当、御察度被仰付候趣奉恐入候趣申上、差扣相窺候处、旅宿江引取可罷在旨、後刻御呼出シ、此度者御呵ニ而相済候間、今日直様御用向被仰付候間、万事出精可致候様被仰渡候事

御用懸り

広瀬丹下

熊崎縫殿

下役

岡本角左衛門

大喜多謙助

一、番衆方里村権左衛門、以前丑年明教寺ト申合、御塚等大切ニ奉存候而取計之義思召被為在候处、手儘ニ取計候義、支配以町役主税御察度被仰付候、其後直様御賄奉行以衛守、此度御墳墓之義ニ付、縫殿江被仰付置候間、縫殿差図を受、御用相勤メ可申之事

一、御山廻り太郎右衛門・平左衛門両人御塚御用向被仰付候事

一、大御中居役所之義、過失之義者無之哉ニ候得共、先達而窺之次第、猶亦六ヶ敷入沢有之候故、役失未相窺候者、御趣意通難相立候故、極内々磯谷典膳示談ニおよひ候处、勿論御再脩之御趣意難有奉存候故、当十一日大御仲居ハ転役ニ候得共、前役中窺も不行届義相考候心済不仕候故、差扣被相窺候处、御呵被仰出相済大御中居末々迄も御察度ハ無之、典膳引請ニ而相済候事

一、御墳墓竹垣蕨縄結、御拝所柱黒木、屋根杉皮、青竹押縁チ、御床明教寺江申付ル、火急之事故手輕候様、先達而参州長瀬願生寺取次ニ而参州・勢州同行ト太秦形石燈籠ニ基寄進候处、故障ニ付延引有之候处、此度為建候事、此御印書大御中居願候而、明教寺被相渡候事

一、小山村庄屋内海幸治義、表向御成之事故、村境迄御出迎罷出候事

一、小堀中務口役^レ出役之義、内々村方申出候得共、不
及其義旨申断候事

一、村方者一統御再修之義ハ、打潤時節到来歟ヒ申候事

一、御山造り御墳墓竹垣廻り白張幕^ニ而囲ム、南手白張
幕^ニ而目隠シ、御正面白張幕御塞ク

(付箋)

「廿日 御拝礼 御法衣ノ事

緋御袈代 瑠璃袴

緋紋白御五条 御鼻高

朱傘無之

一、御納物御韓櫃、大進法眼仲之供奉、御床前^ニ居置、

御所様御成被^レ為在候上御案内、栄年言上直様御催シ、

御韓櫃御拝所江奉成、御屋敷常番吉左衛門・永治□之、

栄年御幕を塞、御所様從御書院御行歩、^{坂下迄、}織部^{内藏助、}小頭

大進擎手様、御函栄年謹受之、^{数馬}壇中江奉奉納、次ニ掩

御蓋、御榔釘^ニ而アル、新調御鉄^ニ而搔土封之、栄年撒

鉄平伏、御所様御揖直様御書院江還御、栄年権左衛

門・太郎右衛門・平左衛門三人ヲ呼、麻上下着用^ニ而、

三人築塚固之、御垣結之、栄年御案内申上ル、從御書

院御所様^{内藏助・頼母、}御從僧^{唯念寺、}大進・織部・小頭^{坂下迄、}御拝

礼・御焼香相済、還御、御塞幕、撤之

御鼻高者被^レ為附候得共、御朱傘者無之候事

一、十六日、於山科御坊ニ三百年、御敬山階講依懇願ニ

相勤度旨相願候故、御聞濟ニ相成、堂達参勤尊超寺・

正定寺被仰付置候処、思召被^レ為在、十九日・廿日卜御
触出し有之、廿日^ニ者御所様御成被遊候趣被仰付候也

尤講中^ニ者、如来前御莊嚴之手当有之候処、偏増

院様御影御下向^ニ付、出仏壇ニ相成、御莊嚴も御

嚴重ニ相成、山科講中其旨心得候事^{攝州小曾根}

一、御本山於南集会所^ニ彼岸中故法談西福寺江被仰付、

偏増院様御遠忌并御勸章御編次御苦勞之段助弁ニ相述

候様被仰付候、彼岸結願十九日^ニ而満坐

一、十九日

偏増院様御影西御藏奉成、辰刻過山階江御成、供奉御

納戸渋谷図書・小頭老入、山階講御迎ニ参ル

(付箋)

「偏増院殿御影像

墨ノ御袈帶 地紋鶴丸 五条袈裟 地紋鶴ノ丸

念珠 五ツ玉 御袴無之 檜扇 此度絵所徳力友之允

表莊 綾^茶 緑金欄^{茶地二重} 御図取奉写模置候由^{菱牡丹}

一、勤番大安院、堂達尊超寺・蓮光寺・正定寺参勤、御

迨夜六種引、御日中御経、御所様御中坐^ニ而

一、境内江者御達し無之候事、併西野村西宗寺江者御達し

可有之処、臨時之御事故出勤御達書十六日御沙汰有之

処、書記方^ニ而取落シ有之、内々十八日ニ西宗寺窺有

之、栄年取敬程宜敷取扱候事、尤火急之事故上田於役

宅ニ西宗寺江面会有之、先者温順ニ相済候得共、西宗

寺江者篤卜御親切ニ無之^{而者}不宜候哉事

一、此度之義者、差懸り候事故御手賄之義勿論ニ候事

一、御所様御供立御仏参之通り、供奉者行□ニ而候事

一、二条奉行所者御届ケ等者無之候事、表小頭番方者出役候事

一、御韓櫃者御本山より直様露山御入ニ候事

宰領御小人 麻上下 正一郎・小頭 同 大進 若覚
源治 新八

乗物 式人 鎗箱・草り 笠籠
箱・長柄

一、露山両寺被下もの、両寺門徒より献上も有之、被下物等大御中居より取計候事

一、村中江者酒二斗二樽被下候事、庄屋幸治も被下候也、此被下もの一件者大御中居帳面ニ有之也、

大御中居御賄奉行村井主計・逸見衛守

一、御納物御調進之義者、極密栄年江被仰付候

御用掛り 上田織部

一、御函 檜一寸板二而 内法り深サ、長サ九寸、横幅六寸 無双蓋

代四拾三匁

御宮

代式匁五分

御櫛 松壺寸板

蓋三寸

代九匁五分

ノ五拾五匁 木具方 雑賀甚兵衛

増式匁

一、御銅板 銅百匁ニ付式匁五分

目方百九十五匁 代四匁九分

仕立代式匁

文字百七十三字 代四匁四分

増し式匁

ノ拾三匁三分 飭師佐兵衛

一、銅板瓦板 本金中焼 三十九枚半

手間代共

ノ拾匁八分五厘 山崎屋安兵衛

一、新鋏 壱挺 棒屋作兵衛

代五百文

一、白晒布 四尺五寸

代式匁 八文字屋十兵衛

一、白練絹 御帛紗 一

同 御函韜 一

代八匁壱分 伊勢屋清兵衛

一、瓦板式枚 代七分五厘 但馬屋源助

代七分五厘

一、錢式百文 露山迄人足壺人 筑後屋長兵衛

一、同三百五拾文 露山明教寺 急飛脚両度 筑後屋長兵衛

一、銀三拾目 御塚廻り地形并石垣築并燈籠建 黒鋏十式人 壺人分式匁五分ツ、

一、同拾壺匁壱分 御拜所建前并坂道手すり手間 大工三人 壺人前三匁七分ツ、

一、ノ四十壺匁壱分 明教寺分

一、ノ四十壺匁壱分

明教寺分

此度之御用相勤候二付

一、青銅五貫文 番衆方 権左衛門

町役典膳被召出御渡し候事

一、同壹貫文 常番 御小人 吉左衛門

一、同壹貫文 同 番方 永治

一、同五百文宛 山廻り 太郎右衛門

平左衛門

一、同三百文 御屋敷 下部 壹人

五点長御殿江上ル

明教寺分

一、錢壹貫貳百四十八文 御塚竹垣結、わらひ縄五把

貳百四十八文がへ

右寺取次

一、同三百三十貳文 同しゆるう縄五わ

六十四文がへ

同断

一、同七百文 玉垣結手間

同断

一、同貳百三十貳文 竹洗手間人足壹人

一、同九百文 御屋根杉皮三束

同断

一、同貳百七十九文 御拝所御屋根廻り

并玉垣手すり用

釘代 明教寺

(付箋)

「御納戸大御仲居不抱候事

銀百卅四匁分

錢十三貫四十九文

此金四兩壹歩ト銀壹匁九分也

積銀ニテ払也、上田家証文ニ

奥印有之

辰九月朔日 掛屋 綿屋伊兵衛

一、御墓之大松樹者、大風ニ倒候を御影堂御修復御普請

之節、表御作事江運送ニ相成候由、其後大御中居迄不

案内ニ付、如斯ニ相成候事、御胴骨御瓶堀出候者、文

化十三^丙年、不埒之事御屋敷常番地垣左市・佐野源

衛門死去代役里村権左衛門

一、此段聞付明教寺江及示談ニ、御取扱申上候義者、文

化十四^丁年八月十九日ニ候由、権左衛門申候

一、池垣左市義、咎失之義者無御沙汰無之、押籠被仰付

候、庚辰八月十三日

右等之次第第二付、此度被仰付候御主意之趣者、先

万々御成被為濟候迄者、機密ニ取計之様被仰付候故、

御納物調進之義者、栄年壹人ニ而隱密ニ取喰いたし

候事、尤奥小頭之辺も容易ニ難申付振合ニ候故、万

事小遣人等迄も於私宅ニ取調候事

一、栄年承り候隱密御用之義者、御入用銀長御殿方出し

候事

一、衣体之事、大進直綴白袴、織部白帷子麻上下、栄年

無紋白帷子麻上下、其外御供麻上下也

一、廿一日侍中依願於白御書院ニ御影拝礼被仰付候、是者新御所様御拝礼被遊候故、其御序を奉願候也

四組御徒士中、奥・表両組小頭迄も御序ニ拝礼被仰付也

一、廿六日〆廿八日迄、京講中依懇願ニ三ヶ日於南集会所ニ、御影拝礼御免被成下候、未刻過法談被仰付候事

西福寺了吟

廿八日御日中後、御影像西御蔵江御収蔵被為在候事

一、御墓所御拝礼還御後、於御書院而被召出、上田織部殿ハ狹屋ニ而可罷出候様披露有之、御装束之御儘御坐、御意此度者厚心配、毎々出情之御答旨□行頓首、退出直様年寄中詰所江御褒詞冥加ニ相叶、難有旨御請罷出ル

一、廿一日、從長御殿召罷出候処、謁上田織部殿、昨日無御滞被為済、御満足一段ニ思召候、毎々出情之段、依之六字尊号御染筆被為在被下置候間難有頂戴也、致子々孫々可為家冥□旨申渡、御添書則廿一日之日付ニ被下事、直様役宅江召勤候事

廿四日為御冥加、御所様江羊羹^五一折献上仕度旨上田家相窺候処、可然被旨ニ付献上

羊羹三棹、文庫ニ而上田家江御賦トして進送候事

因記

円如上人事蹟不伝事多シ、真宗法要第五帙、反故裏書五十三丁、越前国和談事ヨリ当住上人師孝ノアラハレマシマス所ナリ等

実悟記十二丁ウラ、声明小原・千本流ノ両流ヲ稽古ノ条、上人ノタマフ事アリ

傍附伝亦略之

尋源記亦有之、此記誰人ノ著ト云コトヲシラス、杜撰マタスクナカラス

宝庫伝持ノ記録ニテ決拭スヘシ

山科郷小山邑別莊山林郷士内海某所献存宗主也、^(実如)実宗主

隱遁古蹟也、円如僧都早世葬之、不可疑

性応寺々記云、

大永元年八月廿日遷化、同廿三日御葬送、調声了祐、

御中陰八月廿四日ヨリ九月十一日迄^(十八日間ナリ)、是ヲ

三七日ニヲラレソロ也

実如上人

大永五年二月二日御往生、同七日御葬礼、調声端坊明了

(付箋、四枚を貼り重ねる)

一 東派末

西念寺ハ勸修寺某古跡ナリ、音羽村 光照寺^{当時東坊所留主居大乗坊ト云}

蓮師御沓ナト什物アリ、依テ勸修寺村 西念寺^{素西宗寺下、改派}

後世蓮師ノ御墳ナド申立ル事 東野村 西雲寺^{端坊下、寛保比改派}

有之 四宮村 円光寺

蓮師墳墓、元禄年間 厨子奥村 光久寺

争論起、御本廟慷慨 追分村 閑棲寺

不可言無如何焉

(付箋)

「文政三^{庚辰}九月

偏増院殿墳墓臥虎形石、竹谷源兵衛明教寺門徒 牛尾 竹谷源兵衛深

谷搜出之寄進、凡八拾貫目計 人部八人運送候事

(付箋)

「十月六日召状御用懸り

明教寺

一、石之義、不憚窺をも手儘ニ御闕所指出候段、御察度被仰出、急度以来之義相慎候様、御託一札差上候事

一、円如様御茶毘所ト申縁起一枚摺弘通いたし候義、是亦不相濟、御聞障り被仰出、依而摺立并判木御取掲ニ相成候事

辰十月

一、安楽寺被招呼、御墓所之義、両寺守護ト被仰付候处、是等之義不存候而者両寺守護ト申所詮無之、以来何事も両寺承知之上、可相窺旨被仰渡候事

(付箋)

「昨巳年八月廿日御正忌日、御代参堂達被仰付候ニ付、其序露山御屋敷ニ而在番報恩講相勤候節、小山明教寺・安楽寺ト相勤候得共、幸之折柄御使僧江相頼之度旨、内々明教寺ト窺出候故、長御殿江窺候处、決而可為無用旨在来通り両寺ト勤来候ハ、其分罷在候様被仰渡候事

申渡し縫殿

午八月十日

明教寺

【近世の本願寺、その日その日】 左右田 昌 幸

あらたな冊子群の展開にチャレンジするたびにあらたな史料との出逢いがあります。当然、喜ぶべきことなのですが、その史料をそれぞれの項目に組み込むことを重ねているうちに話の流れがねじれたり、焦点がずれたりしています。そうこうするうちに、一つひとつの項目の分量が多くなってしまい、頁数・行数調整用の原稿の範囲をはるかに越えてしまっています。項目によっては本誌の二四頁でも収まらなくなっています。嬉しいような困ったような複雑な思いです。今回は、前回よりも少しだけ長い項目です。

【桂宮の本願寺避難】

近世の本願寺の別荘の一つであった京都東山霊山の翠紅館について、「近世の本願寺、その日その日」の歴史コラム(『密教学』第五五号、種智院大学密教学会、二〇一九年三月)で取りあげたときに、参考にさせていただいた『春秋京大和翠紅館』(思文閣出版、二〇〇九年)のなかで、「翠紅館の庭」を執筆された中根史郎氏は「西本願寺は(中略)ここを桂宮淑子親王の非常時の避難所である別院とした、とも伝えられている」(四三頁)と記しておられます。中根氏は、記述の根拠を提示しておられませんので、本願寺側の記録でなんとか話の真偽を確認できないか、史料を探索してみました。

長御殿「御口上書留」元治元年(一八六四)八月十五日条には、翠紅館とは記載されないのですが、桂宮が非

常事態に際して本願寺に避難することについて、次のようにあります（「御口上書留」は四冊が現存しています。一冊目・二冊目の表紙には「上方・武辺御指出御口上書之留」とあります。筆録期間は、天保元年から明治二年までです）。

八月十五日

一 口上覚 伝奏衆

桂御所御由緒之廉、且桂御別殿江御順路を以、此御方江非常御立退等之儀、兼而御頼在之、御請被仰上置候、依而此段御届被仰入候、以上

本——御使

八月

田中主鈴

「桂御別殿江」は「江」ではなく「*h*」ではないかという疑問や、あるいは脱文がある可能性を感じるのですが、一端は桂離宮に入り、そのあとに本願寺に避難するという段取りであったのかとひとまずは理解しておきます。ともかくにも、本願寺は幕末の緊迫した政治状況のなか、非常事態の際には桂宮を受け入れることを了解していたことはまちがいないようです。ただし、「兼而御頼」が時間的に、元治元年八月からどれほど遡るのかについてはまったく手がかりがありません。

本願寺の使者となった田中主鈴は、自身が筆録者となって「諸事窺簿」（元治元年十二月）と題した簿冊を作

成しています。表紙には、田中主鈴の肩書きに「御所掛り」とあります。この「諸事窺簿」には、非常時に桂宮の避難を受け入れることについて三十数丁にわたって筆録されています（墨付が四十数丁の冊子の大半が桂宮関係の記事で、一部に新撰組関係の記事があります）。しかし、翠紅館への立退の記述は見いだすことができません。筆録されているのは、「桂様^h兼而非常御立退御借進御頼被仰進、御領掌被為在候二付」、もし実際に「臨時御立退」となったときには、「御室内御待受御設之次第」をどのようにすればいいのかについての検討がほとんどです（慶応元年四月二十三日条の伺）。

もう一つ関係史料を把握しています。『明如上人伝』（明如上人二十五回忌臨時法要事務所、一九二七年）の編纂のために作成されたと思われる冊子が本願寺史料研究所に保管されています。そのなかに、表紙に「桂御所御立退云々二篇」（他の史料も合綴されており、桂宮関係は冊子の全体の八丁分）とある冊子があります。内容は、「諸事窺簿」では一応の決定をみたように考えられる受け入れ体制を再検討している記事ですが、こちらにも翠紅館への立退の記述をみいだせません。

「諸事窺簿」と「桂御所御立退云々二篇」の記述からは、非常時には桂宮を本願寺の書院に受け入れる手筈であったように読めてしまいます。さらに「諸事窺簿」によれば、このとき丁度、新撰組が白洲の建物の拝借を出願していた時期ですので、本願寺には桂宮の避難を受け

入れることに少し懸念がありました。「諸事窺簿」慶応元年（一八六五）四月二十五日条には、「新選組之者共お拝借願出候ニ付、表御場所御堂白洲御建物□御貸渡被成候、尤御室与ハ御掛離之御場所ニ付、御差支者不被為在候」とあります。しかし、新選組が白洲の建物を屯所にしていても、桂宮を受け入れる「御室」とは場所が掛け離れており問題はないであろうとしているわけですから、やはり、非常時に桂宮を書院に受け入れる体制であったことはまちがいないでしょう。

結局、桂宮の本願寺への立退はなかったわけですが、もし、そのような事態が発生したときには、本願寺ではどのように行動できたかを想像してみたいと思います。本願寺自身が元治元年八月十八日に「在坂紀州侯」に対し、次のような口上書を送ります（「御口上書留」）。

（八月十八日）

一 同上手控 （在坂紀州侯江）

当今之時勢ニ付、此以後京摂之境不慮之儀出来候節、御地鷺森御掛所江御門主御立越ニ相成候得者、御都合方御世話被為成進候旨被仰進、御懇誠之御旨趣深忝御安意被成候、猶到其節候ハ、諸般宜御頼被成候、右厚御挨拶被仰進候、以上

（マ）月

（朱筆）（御使池尾主水）
「御使右同人」

本願寺は紀州侯から、政情が不安定で京都と大坂の境界が通行不能になるような事態が発生したときには、宗主が紀伊鷺森御坊に避難するのを援助するとの申し出を受けたようです。それに対する本願寺の挨拶状がこの口上書です。

この記事には、「御用向日々取扱当座留帳」（坤帳・三百十一番。なお、同じ年月の乾帳も存在しており、合綴されています。一日おきに乾帳と坤帳に筆録されたようです）の元治元年八月十四日条に平行記事があります。

「御用向日々取扱当座留帳」は筆録者が悪筆で、しかも薄い和紙の反古紙を使用したりしているため裏写りもあって、筆者にとつては非常に難読の日記です。なんとか判読できる部分を提示すると次のようになります。

一京摂不穩候ニ付、万一之節ハ紀州鷺森御坊江御立退被為在候様との儀、紀州公^ハ被仰付候書付并書面等、主水添書を以差登、左之通 （過日御使を以得共、尚書取受取置申度旨内々申入所）

以上は、筆者の解説案に過ぎません。とても解説し切れているという自信はありません。左行間の「過日御使を以」の部分は、「紀州公^ハ」の箇所に続けるように墨線があります。同じく左行間の「得共、尚書取受取置申度旨内々申入所」の部分は「紀州公^ハ被仰付候」に続けるように墨線で指示されています。

「御口上書留」の「御懇誠之御旨趣深忝御安意被成

候」という表現が、本願寺の紀州公に対する儀礼的な感謝の表現であったとしても、現実に宗主が紀伊の鷲森御坊に避難しなければならぬような状況が発生したときに、桂宮を受け入れることが本願寺にできたのかどうか、筆者にはいささか疑問が湧いてきます。幕末維新期の政治状況によって京都市中が危険な状態となったときには、本願寺に避難するより市中を離れた桂離宮のほうが安全ではないのかなどと思えます。本願寺への避難は桂宮にとって本願寺という寺家の看板を背景とした最終的なセーフティネットであったということでしょうか。

本願寺にとっては、桂宮から非常時の避難を依頼されれば、断るわけにはいかないという立場であったのでしよう。しかし、本願寺の宗主が桂宮を本願寺に残して、紀伊の鷲森御坊に避難することなどできなかったでしょうから、悩ましい依頼であった可能性も感じます。

このようにみえてくると、中根史郎氏が書かれた「とも伝えられている」という話が生まれてくることに、まったく根拠がなかったわけではなさそうです。

【付記】 パソコンのファイルを久しぶりに読み直してみると、気になる箇所が目について、大幅な添削と記述の根拠にした日次記の再展開になってしまいました。

「御用向日々取扱当座留帳」（乾帳・三百十一番）元治元年八月三日条に関連の記事がありました。本願寺は下間大進を使者にして桂宮に次のように申し伝えます。そこには「御同所御立退所二御内定二付、七条黒門堀川

御玄関、合四ヶ所御門江表札御差出御座候、且当今為御見舞、宮江御進上、上臈始女中一同、御家来諸太夫始、青士中迄被下有之」とあります。本項目で書いたように、桂宮の避難受け入れの約束がどれくらい時間的に遡るのはこれでも判りませんが、避難の内定の知らせを受けてから本願寺の受け入れ体制の一応の確立まで、かなりの急ごしらえであっただろうと推測されます。

明治元年（一八六八）正月に鳥羽伏見の戦いが始まる
と本願寺では、新々御所の明如宗主が本尊・御真影を守護して大谷本廟に一端避難させたあと山科御坊に避難させます。あわせて広如宗主らも、大谷本廟から山科御坊に避難します。このような状況のなかで、桂宮が本願寺に避難している状況は想像できませんが、本願寺は桂宮を避難のために本願寺に受け入れるよりも、翠紅館に避難させることを考えていたという話がいつの時点かで生まれても不思議ではない状況があったことはまちがいないさそうです。

（さうだ まさゆき 種智院大学特任教員

本願寺史料研究所委託研究員）

《編集後記》

このたび本願寺史料研究所のホームページに『本願寺史料研究所報』の目次一覧を掲載いたしました。『所報』の既刊分については、ホームページにPDF版を公開しております。併せてご活用いただければと存じます。